

令和 8 年度内子町公共嘱託登記業務の入札参加募集に係る公告

標記について、下記のとおり公告する。入札参加を希望する場合には、本公告を熟読のうえ期日までに必要書類を提出すること。

令和 8 年 6 月 5 日

内子町長 小野 植 正久

1. 事業概要

- (1) 入札参加内容 令和 8 年度に内子町が単独事業で発注する公共嘱託登記業務
- (2) 入札業務箇所 内子町全域
- (3) 入札参加期間 入札参加資格を有すると認めた日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2. 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加しようとする事業者等は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく本町への入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 愛媛県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士（土地家屋調査士法人の社員である者を除く。）又は土地家屋調査士法人で、この公告の公告日の前日から過去 2 年間に、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）に基づく処分を受けていない者であること。

イ アに該当する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人を構成員とする共同事業体であること。

ただし、単独で入札に参加する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が同時に共同事業体の構成員として入札に参加すること及び土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が同時に複数の共同事業体の構成員となり入札に参加することはできない。

ウ 愛媛県内に事務所を有する公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこ

と（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること（共同事業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同事業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。）。

(6) 事務所を有する市町において市町村税の滞納がない者。

3. 入札参加資格確認に係る必要書類

(1) この入札に参加を希望する者は、上記2(3)、(6)に掲げる入札参加資格を証明できる書類として、「入札参加申込書」（以下「申込書」という。）を提出し、事前確認を受けなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、その参加意思を確認する書類として「誓約書」を提出しなければならない。

(3) (1)、(2)の書類の提出方法

ア 提出期限 令和 8年 6月 5日（金）午前 8時30分から

令和 8年 6月11日（木）午後 5時00分まで

（正午から午後1時までを除く）

ただし、内子町の休日を定める条例（平成17年内子町条例第3号。以下「条例」という。）第1条に規定する休日を除く。

イ 提出方法 内子町役場総務課管財係まで持参により提出すること

4. 入札について

上記3において提出された申込書を審査し、入札参加資格を有すると認めた者に、後日入札通知を郵送する。

5. 入札に関する問い合わせ先

(1) 入札・契約担当 総務課 管財係

TEL 0893-44-6150（内線 315）

FAX 0893-44-4300